

(別添)

総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領

1. 目的

総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）（以下「本方式」という。）は、工事請負契約における受発注者間の双務性向上の観点から、工事における請負代金額の変更に当たっての金額の算定や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施するものとする。

2. 対象工事

各森林管理局にあつては、競争参加資格者選定事務取扱要領（平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通知）の別表1に掲げる工事種別のうち、第1号、第5号、第6号、第8号、第10号から第14号まで、第17号、第20号、第22号から第24号まで及び第29号に掲げる工事において本方式を実施するものとする。

3. 実施方式

(1) 本方式は、次により行うものとする。

工事数量表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式

(2) (1)の請負代金比率は、次の算式により得られる数値とする。

請負代金比率 = 落札金額 ÷ 工事価格（予定価格）

4. 入札公告等における記載事項

(1) 本方式の対象工事である旨の明示は、次に掲げる契約方式ごとにそれぞれ次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合 : 入札公告及び入札説明書
- ② 工事希望型競争入札の場合 : 送付資料
- ③ ②以外の指名競争入札の場合 : 指名通知
- ④ 随意契約の場合 : 見積依頼書

(2) (1)の記載は、次に掲げる記載例によるものとする。

【記載例】

(○) 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の適用

- ① 本工事は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）」（以下「本方式」という。）の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）について合意するものとする。
- ② 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。
- ③ 本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の制定について（試行）」（令和3年11月1日付け3林政政第357号林野庁林政部林政課長通知）及び「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領の解説について（試行）」（令和3年11月1日付け林野庁林政部林政課長事務連絡）によるものとする。

5. 工事請負契約書における記載事項

本方式の実施にあたっては、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年11月28日付け7林野管第161号林野庁長官通達）において定められている国有林野事業工事請負契約約款（以下「別冊約款」という。）の第3条、第25条、第26条、第30条、第38条及び第39条に代えて、下記のアからカまでに掲げる記載例に準ずる規定が適用されるよう工事請負契約書（以下「契約書」という。）に記載するものとする。

【契約書への記載例】

○適用条項 別冊約款の第3条、第25条、第26条、第30条、第38条及び第39条に代えて、別紙の記載条項を適用する。

ア 第3条関係（請負代金内訳書、工程表及び単価合意）

本方式を適用する工事においては、受注者との間で工事数量表の細別の単価に請負比率を乗じて得た各金額について協議した上で工事における単価等について合意することができるように、別冊約款第3条に代わるものとして契約書の別紙に次に掲げる条項を記載するものとする。

【別紙への記載例】

（請負代金内訳書、工程表及び単価合意）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 4 発注者及び受注者は、この契約締結後、速やかに、この契約書に係る単価等を協議し、単価合意書（「総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）実施要領」（令和3年11月1日付け3林政政第357号林野庁林政部林政課長通知）6.（1）の単価合意書をいう。以下同じ。）を作成の上、合意するものとする。この場合において、協議開始の日から14日以内に当該協議が整わない時は、発注者が単価等を定め、受注者に通知する。
- 5 第4項の規定は、請負代金額の変更があった場合において準用する。
- 6 第4項（前項において準用する場合を含む。）の単価合意書は、第26条第3項の規定により残工事代金額を定める場合並びに第30条第5項、第38条第6項及び第39条第2項に定める場合（第25条第2項各号に掲げる場合を除く。）を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 7 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事であり、受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

イ 第25条関係（請負代金額の変更方法等）

本方式を適用する工事における請負代金額の変更にあたっては、単価合意書の記載事項を基礎として行うことができるように、別冊約款第25条に代わるものとして契約書の別紙に次に掲げる条項を記載するものとする。

【別紙への記載例】

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、第3条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により作成した単価合意書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 次に掲げる場合における請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受

注者に通知する。

一 数量に著しい変更が生じた場合

二 単価合意書の作成の前提となっている施工条件と実際の施工条件が異なる場合

三 単価合意書に記載されていない工種が生じた場合

四 前各号に掲げる場合のほか、単価合意書の記載内容を基礎とした協議が不相当である場合

3 第1項及び第2項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日が通知されない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ウ 第26条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

本方式を適用する工事において、賃金又は物価の変動に基づき請負代金額を変更するときは、変更後の請負代金額の算定に当たり、単価合意書の記載事項に基づくように、別冊約款第26条に代わるものとして契約書の別紙に次に掲げる条項を記載するものとする。

【別紙への記載例】

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書の記載事項、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

エ 第30条関係（不可抗力による損害）

本方式を適用する工事における不可抗力による損害の額の算定に当たっては、単価合意書

の記載事項に基づくように、別冊約款第30条に代わるものとして別紙に次に掲げる条項を記載するものとする。

【別紙への記載例】

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。この場合においては、第25条第2項各号に掲げる場合を除き、単価合意書の記載事項に基づくものとする。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

オ 第38条関係（部分払）

本方式を適用する工事における部分払金の額の算定に当たっては、単価合意書の記載事項に基づくように、別冊約款第38条に代わるものとして別紙に次に掲げる条項を記載するものとする。

【別紙への記載例】

(部分払)

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料〔及び製造工場等にある工場製品〕（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するもの

にあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第25条第2項各号に掲げる場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が同条第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times (9/10 - 前払金額/請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

カ 第39条関係 (部分引渡し)

本方式を適用する工事における部分引渡しに係る請負代金額の算定に当たっては、指定部分に相応する請負代金の額を単価合意書の記載事項に基づくように、別冊約款第39条に代わるものとして別紙に次に掲げる条項を記載するものとする。

【別紙への記載例】

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けなければならないことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書の記載事項に基づき定め、第25条第2項各号に掲げる場合には発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第2項の検査結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

= 指定部分に相応する請負代金の額 \times (1 - 前払金額/請負代金額)

6. 単価合意書の締結方法

契約締結直後の単価等の協議は、5. アの別紙への記載例に基づくほか、以下の手順により実施するものとする。

- (1) 発注者は、単価合意書（別記様式1）及び単価表（別記様式2）を作成し、受注者と協議の上、単価等を決定するものとする。
- (2) 単価合意書は、工事数量表に記載の項目について、当初契約の予定価格（変更契約の場合は官積算額）に対する落札金額の比率に基づき、直接工事費、共通仮設費（積上げ分）、共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等の単価等について、受発注者間で合意し締結するものとする。
- (3) 単価合意書を締結したときは、発注者は速やかに当該合意書を閲覧に供する方法により公表するものとする。この場合は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表の取扱いについて」（平成25年3月28日付け24林国管第180号管理課長通知）における予定価格の積算内訳に準じて取扱うものとする。
- (4) 請負代金額の変更後の単価合意書は、5. アの別紙への記載例の第3条第4項の規定に基づき受発注者間で協議を実施し作成するものとする。この場合には、単価合意書に記載された直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）の単価は、変更しないものとする。

7. 請負代金額の変更

請負代金額の変更にあたっては、5. イの別紙への記載例の第25条の規定に従い、単価合意書に記載された事項を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。なお、その際の予定価格の積算にあたっては、下記（1）及び（2）に留意するものとする。

- (1) 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき積算するものとする。単価合意書に記載のない単価の取扱は、以下のとおりとする。
 - ア 5. イの別紙への記載例の第25条第2項第1号及び第2号に掲げる場合は、細別（レベル4）の比率（変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ。）を変更後の官積算単価に乗じて積算するものとする。
 - イ 既存の工種（レベル2）に種別（レベル3）細別（レベル4）が追加された場合は、当該工種（レベル2）の比率を官積算単価に乗じて積算するものとする。
 - ウ 工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、官積算単価にて積算するものとする。
- (2) 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、上記（1）により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額（合意金額は変更前の官積算額に請負比率を乗じた金額で算出）の比率及び森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に示す率式を利用した変更前後の増減割合を乗じて算出するものとする。

8. 印紙税の取扱い

単価合意書は、印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第2号に掲げる請負に関する契約書で契約金額の記載のないものに該当するとされていることから、200円の収入印紙の貼付が必要となることに留意する。

単 価 合 意 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更を用いる単価又は金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）について、別添の単価表のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 (分任) 支出負担行為担当官
○○○○○○○○○○ 印

受注者 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○○○ 印

単 価 表

工事区分・工種・ 種別・細別	規格	契約 単位	数量	合意単価	金額
工事費計					
消費税相当額					
工事価格					
・工事原価					
・直接工事費					〇〇
・・・直接工事費（仮設工を除く）		式			〇〇
レベル2・・・〇〇		式			〇〇
レベル3・・・・〇〇		式			
レベル4・・・・〇〇	〇〇	m ³	〇〇	〇〇	〇〇
レベル2・・・〇〇		式			〇〇
レベル3・・・・〇〇		式			
レベル4・・・・〇〇	〇〇	m	〇〇	〇〇	〇〇
・間接工事費					
・・・共通仮設費					〇〇
レベル2・・・共通仮設費（積上げ）		式			〇〇
レベル3・・・・〇〇		式			
レベル4・・・・〇〇	〇〇	式	〇〇	〇〇	〇〇
・・・共通仮設費（率計上）					〇〇
・現場管理費					〇〇
・一般管理費等					〇〇

なお、本単価表に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び本単価表に記載のない細別（レベル4）が追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、変更時の価格を基礎として協議する。